

2020年(令和2年)6月10日

鶴沼地区にお住まいの皆様へ

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除に伴う 地区回覧及び施設利用等の再開について(お知らせ)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が解除となったことを受け、市から各自治会・町内会にお願いしております「回覧物」につきまして、再開いたします。再開するにあたり、次の各点へのご配慮をお願いいたします。

- 1 回覧板の受け渡しは手渡しせず、郵便受けへの投函にする。
- 2 仕分けを減らすため、極力、回覧物を減らす。
- 3 回覧を希望しない世帯には一時的に回すことを控える、回覧板の消毒をする等の工夫をする。

また、各市民センターの土・日・休日の窓口業務を6月6日(土)から再開します。

市民センター・公民館、地域市民の家につきましては、次のとおり貸室を再開いたします。なお、利用にあたっては、感染防止のため各施設の遵守事項へのご協力をお願いいたします。

- 1 **市民センター・公民館の貸室利用**
※6月15日は7月分予約の抽選会とし、翌16日から貸室を再開します。
- 2 **地域市民の家の貸室利用**
※6月15日は抽選会等の再開準備を行い、翌16日から貸室を再開しますので、詳細は運営委員さんにお尋ねください。

藤沢市の公共施設の利用につきましては、今後も新型コロナウイルス感染症の状況に応じて変更する場合があります。最新の業務取扱状況は適宜、藤沢市ホームページをご覧ください。担当課にお問い合わせください。

感染防止に向けた、この間のご協力に感謝申し上げます。引き続き、自治会を始め、様々な活動の際は、換気や、人の間隔を空けるなど、**3密(密閉、密集、密接)を避ける**とともに、マスク着用等の咳エチケット、手指消毒、使用前の机・椅子消毒にご配慮ください。

利用者の皆様にはご不便、ご負担をおかけいたしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

(お問い合わせ先)

市民センター・公民館について	鶴沼市民センター	電話 0466-33-2001
地域市民の家について	市民自治推進課	電話 0466-50-3516